**平成２１年（フ）第９３３３号**
大阪市東住吉区西今川２丁目３番24号
債務者　井上　鈴子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９５５２号**
大阪府東大阪市加納８丁目４番12号　加納ハイツ605号
債務者　山﨑　鉄也
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９５７６号**
大阪市東住吉区桑津２丁目10番８―103号
債務者　岩田　祐子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９７２６号**
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番４―605号
債務者　筒井よし子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９７３９号**
大阪市住之江区北加賀屋２丁目５番29号　サンパレスイシカワ201号
債務者　大湾　京子（旧姓有藤）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９７７１号**
大阪府高槻市塚原２丁目１番６号
債務者　村上　千月
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９７９０号**
大阪府豊中市蛍池南町１丁目19番24―402号
債務者　佐々木としゑ
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９８３１号**
大阪市西成区天下茶屋東２丁目14番33号
債務者　吉本　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９８４３号**
大阪府枚方市南中振２丁目48番12―21号
債務者　林　　完治
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９８４８号**
大阪府門真市大池町６番37号
債務者　田中　江里（旧姓塩津）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９９１２号**
大阪市住吉区万代４丁目４番８号
債務者　西　　直子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９９１７号**
大阪市淀川区加島１丁目２番２―902号
債務者　奥松　充宣
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９９１９号**
大阪府東大阪市吉田６丁目６番８号　サンライズ東花園303号
債務者　大川　千春
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９９６５号**
大阪市西成区南津守６丁目３番１―907号
債務者　坂井　美香
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９９９４号**
大阪市住之江区南港北１丁目25番10―709号
債務者　椿　　英雄
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１０００２号**
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目１番13号
コウシンロフト207号
債務者　森田　益巨
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１００１５号**
大阪府茨木市南安威１丁目２番18号の７
債務者　神田　英子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部